

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月27日	I > 1 > ②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)別表第一の94の項により個人番号を利用することができるのは、支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日総務省令第5号、以下「主務省令」という。)第68条で定められている。	札幌市では、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号、以下「支援法」という。)に基づき、子ども・子育て支援に関する事務を行っている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)別表の127項により個人番号を利用することができるのは、支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、第68条に関する事務と定められている。	事後	重要な変更ではない (法改正に伴う文言修正)
令和8年3月27日	I > 3	番号法第9条第1項 別表第一の94の項、主務省令第68条、条例第4条第1項 別表第一の21の項	番号法第9条第1項 別表の127の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条、番号法第9条第2項及び条例第4条第1項 別表第一の21の項	事後	重要な変更ではない (法改正に伴う文言修正)
令和8年3月27日	I > 4 > ②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項)なお、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要のうち、③④は情報提供ネットワークシステムによる情報連携は実施しない。	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表155の項	事後	重要な変更ではない (法改正に伴う文言修正)
令和8年3月27日	I > 5 > ①	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 施設運営課	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 保育推進課	事後	重要な変更ではない (所管部署の変更)
令和8年3月27日	I > 5 > ②	施設運営課長	保育推進課長	事後	重要な変更ではない (所管部署の変更)
令和8年3月27日	I > 8	郵便番号060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階子ども未来局子育て支援部施設運営課	郵便番号060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階 子ども未来局子育て支援部保育推進課	事後	重要な変更ではない (所管部署の変更)
令和8年3月27日	II > 1	平成28年3月31日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	重要な変更ではない (計数の時点変更)
令和8年3月27日	IV > 2	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更) <input type="checkbox"/>
令和8年3月27日	IV > 3 > 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更) <input type="checkbox"/>
令和8年3月27日	IV > 3 > 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更) <input type="checkbox"/>
令和8年3月27日	IV > 4	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更) <input type="checkbox"/>
令和8年3月27日	IV > 5	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更) <input type="checkbox"/>
令和8年3月27日	IV > 7	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更) <input type="checkbox"/>
令和8年3月27日	IV > 8	—	十分である <根拠の判断> マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、保育入所に係る事務では、上記のほか、保育台帳の管理作業において特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更) <input type="checkbox"/>
令和8年3月27日	IV > 10	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更) <input type="checkbox"/>